

新潟県条例第26号

新潟県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

新潟県青少年健全育成条例（昭和52年新潟県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（旅館業者等の責務）</p> <p>第26条 <u>旅館業、住宅宿泊事業若しくは住宅宿泊管理業を営む者又はアパート、貸家、貸間若しくは下宿を業として営む者は、当該施設において、第21条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの疑いがあり、又は当該施設を使用する青少年に家出の疑いがあると認めるときは、速やかに警察署等関係機関に届け出、又は保護者に通知するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）</p> <p>第26条の3 <u>保護者は、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、次の各号のいずれかに該当することその他規則で定める事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）を携帯電話インターネット接続業務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>保護者は、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、</u></p>	<p style="text-align: center;">（旅館業者等の責務）</p> <p>第26条 <u>旅館業を営む者又はアパート、貸家、貸間若しくは下宿を業として営む者は、当該施設において、第21条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの疑いがあり、又は当該施設を使用する青少年に家出の疑いがあると認めるときは、速やかに警察署等関係機関に届け出、又は保護者に通知するよう努めなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置）</p> <p>第26条の3 <u>保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続業務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続業務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。以下同じ。）の当事者となる場合又は携帯電話端末若しくはPHS端末をその青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続業務の提供を受ける契約を自ら締結する場合において、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは、次の各号のいずれかに該当することその他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続業務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供事業者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p>

保護者の責任において適切に青少年有害情報フィルタリング有効化措置を行うことその他規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第14条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条各号に掲げる事項を説明するときは、併せて、携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話端末等をいう。）からのインターネットの利用を不適切に行うことによりその青少年が犯罪を犯し、犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあることを説明するとともに、これらの内容を記載した説明書を交付しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、第1項の書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務（青少年インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を、第2項の書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じない特定携帯電話端末等（青少年インターネット環境整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）の販売をすることができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該携帯電話インターネット接続役務若しくは当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約が終了する日又はこれらの携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

5 知事は、前各項の規定の施行に必要な限度において、保護者又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

6 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第3項若しくは第4項の規定に違反していると認めるとき又は前項の規定による報告をしなかつたときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

7 （略）

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年インターネット環境整備法第17条第1項ただし書の申出を受けたときは、当該保護者又はその青少年に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることによりその青少年が青少年有害情報の閲覧をする機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、第1項の書面の提出があつた場合に限り、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約が終了する日又は当該携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を保存しなければならない。

4 知事は、前3項の規定の施行に必要な限度において、保護者又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告を求めることができる。

5 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が第2項若しくは第3項の規定に違反していると認めるとき又は前項の規定による報告をしなかつたときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

6 （略）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第26条の改正は、同年6月15日から施行する。